明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務二二）　一
○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働八〇）　二

〔告　示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（総務一七八）　二
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（法務一五八）
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（同一五九）　三
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同一六〇）
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同一六一）
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（同一六二）
○保安林の指定をする件（農林水産一〇九七～一一一五）　三
○登録経営状況分析機関の登録を行った件（国土交通四九〇）　四
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一一三～一一六）　七

〔国会事項〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕　八

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　八

〔資　料〕
平成二十四年二月中国際収支状況（速報）及び平成二十三年十～十二月中国際収支状況（確報）（財務省）　八
日本と世界の天候（平成二十四年三月）（速報）（気象庁）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁　二
財団、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係　二六
裁判所　二六
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係　二六
特殊法人等　二六
共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）関係　二六
会社その他　二六

省　令

○法務省令第二十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部一関支局の款同支局の項中「奥州市」を「一関市」に改める。

別表横浜地方法務局の部西湘二宮支局の款同支局の項中「小田原市　南足柄市」を「平塚市　小田原市　南足柄市　中郡」に改め、同款平塚出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、平塚出張所」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。